

**保安規定に規定すべき事項の確認表（総則）  
（施設管理に係る運用の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)																																													
	①関係法令及び保安規定の遵守のための体制	変更なし																																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更</li> <li>・施設管理の有効性評価の明確化のための変更</li> </ul>	<p>②品質マネジメントシステムに関すること</p> <p align="center">表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書</p> <table border="1" data-bbox="1015 583 2071 1866"> <thead> <tr> <th>関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.2</td> <td>品質マニュアル</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>4.2.3 4.2.4</td> <td>文書管理 記録の管理</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.1</td> <td>経営者の関与</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>品質目標</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.6.1</td> <td>マネジメントレビュー</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>6.2.2</td> <td>力量、教育・訓練及び認識</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td>業務の計画</td> <td>業務の計画及び実施管理要領</td> <td>安全管理部長</td> <td>QS-A12</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)			4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管理	(変更なし)			5.1	経営者の関与	(変更なし)			5.4.1	品質目標	(変更なし)			5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)			5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)			6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)			7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	保安規定表 4.2.1（保全文書の策定に係る要領の追加）
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号																																											
4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)																																													
4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管理	(変更なし)																																													
5.1	経営者の関与	(変更なし)																																													
5.4.1	品質目標	(変更なし)																																													
5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)																																													
5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)																																													
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)																																													
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12																																											

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)					保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)	
				原子力科学研究所放射線 安全取扱手引 原子力科学研究所核燃料 物質等周辺監視区域内運 搬規則 原子力科学研究所事故対 策規則 原子力科学研究所事故故 障及び災害時の通報連絡 に関する運用基準 原子力科学研究所施設管 理及び保全有効性評価要 領 原子力科学研究所 PI 設定 評価要領 <u>原子力科学研究所保全文 書策定要領</u> 保安管理部の業務の計画 及び実施に関する要領 放射線管理部業務の計画 及び実施に関する要領 工務技術部の業務の計画 及び実施に関する要領 研究炉加速器技術部業務 の計画及び実施に関する 要領 臨界ホット試験技術部の 業務の計画及び実施に関 する要領 バックエンド技術部業務 の計画及び実施に関する 要領 原子力施設検査室の業務 の計画及び実施に関する	所長 所長 所長 所長 所長 所長 <u>所長</u> 保安管理部 長 放射線管理 部長 工務技術部 長 研究炉加速 器技術部長 臨界ホット 試験技術部 長 バックエン ド技術部長 原子力施設 検査室長	(科)QAM-711 (科)QAM-712 (科)QAM-713 (科)QAM-714 (科)QAM-715 (科)QAM-716 <u>(科)QAM-717</u> (科保)QAM-710 (科放)QAM-710 (科工)QAM-710 (科研)QAM-710 (科臨)QAM-710 (科バ)QAM-710 (科検)QAM-710	保安規定表 4.2.1 (保全文書の策定に係る要 領の追加)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)				保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
			要領		
	7.3	設計・ 開発	(変更なし)		
	7.4	調達	(変更なし)		
	7.6	監視機 器及び 測定機 器の管 理	(変更なし)		
	8.2.2	内部監 査	(変更なし)		
	8.2.4	検査及 び試験	(変更なし)		
	8.3 8.5.2 8.5.3	不適合 管理 是正処 置等 未然防 止処置	(変更なし)		
	③ 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関する事～⑬設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関する事				変更なし

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)																																																																																																						
<p>・施設管理に係る運用の変更</p>	<p>⑭使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること</p> <p>別表第6 核燃料使用規則に基づく記録(第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1053 535 2033 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記 録 事 項</th> <th rowspan="2">記録すべき場合</th> <th rowspan="2">記録責任者</th> <th rowspan="2">保存責任者</th> <th rowspan="2">保存期間</th> <th colspan="12">保安規定各編の該当条番号</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理(核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理統括者</td> <td>同一事項に関する次の確認のときの期間</td> <td></td><td></td><td></td><td>27 の2</td><td>13 の2</td><td>14 の2</td><td>13 の2</td><td>13 の2</td><td>16 の2</td><td>13 の2</td><td>14 の2</td><td>13 の2</td> </tr> <tr> <td>ロ 核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理統括者</td> <td>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> <td>35 の2</td><td>17 の3</td><td>10 の2</td><td>12 の2</td><td>10 の2</td><td>10 の2</td><td>14 の2</td><td>11 の2</td><td>12 の2</td><td>11 の2</td><td>12 の2</td><td>11 の2</td> </tr> <tr> <td>ハ 第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理統括者</td> <td>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> <td>35 の6</td><td>17 の7</td><td>10 の6</td><td>12 の6</td><td>10 の6</td><td>10 の6</td><td>14 の6</td><td>11 の6</td><td>12 の6</td><td>11 の6</td><td>12 の6</td><td>11 の6</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	1. 使用施設等の施設管理(核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録																							イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときの期間				27 の2	13 の2	14 の2	13 の2	13 の2	16 の2	13 の2	14 の2	13 の2	ロ 核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	35 の2	17 の3	10 の2	12 の2	10 の2	10 の2	14 の2	11 の2	12 の2	11 の2	12 の2	11 の2	ハ 第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	35 の6	17 の7	10 の6	12 の6	10 の6	10 の6	14 の6	11 の6	12 の6	11 の6	12 の6	11 の6	<p>保安規定別表第6（施設管理の有効性評価の明確化のため）</p>
記 録 事 項	記録すべき場合						記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																																																																																														
		1	2	3	5	6				7	8	9	10	11	12																																																																																									
1. 使用施設等の施設管理(核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録																																																																																																								
イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときの期間				27 の2	13 の2	14 の2	13 の2	13 の2	16 の2	13 の2	14 の2	13 の2																																																																																								
ロ 核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	35 の2	17 の3	10 の2	12 の2	10 の2	10 の2	14 の2	11 の2	12 の2	11 の2	12 の2	11 の2																																																																																								
ハ 第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	35 の6	17 の7	10 の6	12 の6	10 の6	10 の6	14 の6	11 の6	12 の6	11 の6	12 の6	11 の6																																																																																								



**保安規定に規定すべき事項の確認表（放射線管理）  
（使用変更に伴う保安規定の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制～⑭ 記録及び報告	変更なし
	<p>⑮ 使用施設等の施設管理</p> <p>放射線管理部長は、放射線管理施設について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の施設管理実施計画について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。また、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>	<p>変更なし</p> <p>保安規定第2編 第35条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第2編 第35条の4（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更）</p> <p>保安規定第2編 第35条の4第3項（施設管理実施計画等の策定記載の変更）</p> <p>保安規定第2編 第35条の5（第35条の4第2項の削除に伴う変更）</p> <p>保安規定第2編 第35条の6（変更なし）</p> <p>保安規定第2編 第35条の7（施設管理の有効性評価の明確化のための変更）</p>
・施設管理の有効性評価の明確化		

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	⑩ 技術情報の共有～⑱ その他必要な事項	変更なし

**保安規定に規定すべき事項の確認表（廃棄物処理場）**  
**（許可との整合及び施設管理の有効性評価の明確化に伴う保安規定の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)																									
<p>・圧縮処理施設の気体廃棄設備に係る記載の削除</p>	<p>① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ～ ⑩ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</p>	変更なし																									
	<p>⑪ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施 設 名</th> <th style="width: 60%;">設 備 等 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1 廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2 廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3 廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>圧縮処理施設</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物一時保管棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体処理場</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>液体処理建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>受入検査施設</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>第2 保管廃棄施設</td> <td>受変電設備</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	設 備 等 の 名 称	第1 廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	第2 廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	空気圧縮設備	第3 廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	圧縮処理施設	(削る)	固体廃棄物一時保管棟	受変電設備	液体処理場	受変電設備	液体処理建家	気体廃棄設備	受入検査施設	気体廃棄設備	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備	第2 保管廃棄施設	受変電設備
施 設 名	設 備 等 の 名 称																										
第1 廃棄物処理棟	受変電設備																										
	気体廃棄設備																										
第2 廃棄物処理棟	受変電設備																										
	気体廃棄設備																										
	空気圧縮設備																										
第3 廃棄物処理棟	受変電設備																										
	気体廃棄設備																										
圧縮処理施設	(削る)																										
固体廃棄物一時保管棟	受変電設備																										
液体処理場	受変電設備																										
	液体処理建家	気体廃棄設備																									
	受入検査施設	気体廃棄設備																									
	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備																									
第2 保管廃棄施設	受変電設備																										

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
<p>・液体処理場の低レベル廃液貯槽 (No. 1~6) に係る記載の削除</p>	<p>別図 (その2) 液体処理場 平面図</p>	<p>保安規定第3編 第32条 (低レベル廃液貯槽 (No. 1~6) の撤去に伴う削除)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	⑫ 非常の場合に講ずべき処置 ～ ⑭ 使用施設等に係る保安に関する適正な記録及び報告	変更なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理の有効性評価の明確化</li> <li>・施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更</li> <li>・修理及び改造計画、保守結果等の通知先及び報告先の適正化のための変更</li> </ul>	<p>⑮ 使用施設等の施設管理</p> <p>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>バックエンド技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>バックエンド技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>バックエンド技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第2項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</li> <li>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</li> <li>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</li> <li>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</li> <li>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</li> <li>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</li> </ul>	<p>保安規定第3編 第17条の3（変更なし）</p> <p>保安規定第3編 第17条の4（変更なし）</p> <p>保安規定第3編 第17条の5（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更）</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>前項において、設備等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>バックエンド技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第3項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、廃棄物処理場の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>保安規定第3編 第17条の6（施設管理実施計画等の策定記載の変更）</p> <p>保安規定第3編 第17条の7（変更なし）</p> <p>保安規定第3編 第17条の8（施設管理の有効性評価の明確化のための変更）</p> <p>保安規定第3編 第26条（変更なし）</p>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
	<p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び実施体制</li> <li>ハ 予定期間</li> <li>ニ 施設管理目標</li> </ul> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の確認方法及び検査手順</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>(2) 修理及び改造の内容</li> <li>(3) 予定期間</li> </ul> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。</p>	<p>保安規定第3編第27条(通知対象の適正化に係る変更)</p>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
	<p>所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<b>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</b></p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 工事の内容</li> <li>ハ 検査の項目及び実施体制</li> <li>ニ 予定期間</li> </ul> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の確認方法及び検査手順</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第26条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<b>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</b></p>	<p>保安規定第3編 第27条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第3編 第28条 (報告及び通知対象の明確化及び適正化に係る変更)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第26条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第27条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、第2項又は前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>バックエンド技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、これを取りまとめて、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	
	⑩ 技術情報の共有 ～ ⑱ その他必要な事項	変更なし

保安規定に規定すべき事項の確認表（第5編 ホットラボの管理）（使用変更に伴う保安規定の変更）

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>・施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更</p> <p>・施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p> <p>・修理及び改造計画並びに保守結果の通知等に係る通知及び報告対象の変更</p>	<p>① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制～⑭ 記録及び報告</p> <p>⑮ 使用施設等の施設管理</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、ホットラボ（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに未照射燃料管理課長に通知しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長は、前項の通知を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>未照射燃料管理課長は、第1及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けな</p>	<p>保安規定第5編ホットラボの管理第10条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第5編ホットラボの管理第10条の3（変更なし）</p> <p>保安規定第5編ホットラボの管理第10条の4（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更）</p>

保安規定に規定すべき事項の確認表（第5編 ホットラボの管理）（使用変更に伴う保安規定の変更）

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の承認を受けなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、<b>第3項</b>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長は、<b>第3項</b>の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p><b>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、ホットラボ（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</b></p> <p><b>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</b></p> <p>原子力施設検査室長は、ホットラボの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び実施体制</li> <li>ハ 予定期間</li> <li>ニ 施設管理目標</li> </ul> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の確認方法及び検査手順</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p>	<p>保安規定第5編ホットラボの管理第10条の5（施設管理実施計画等の策定記載の変更）</p> <p>保安規定第5編ホットラボの管理第10条の6（変更なし）</p> <p>第10条の7 （施設管理の有効性評価の明確化のための変更）</p> <p>保安規定第5編ホットラボの管理第12条（変更なし）</p>

保安規定に規定すべき事項の確認表（第5編 ホットラボの管理）（使用変更に伴う保安規定の変更）

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 修理及び改造の内容</li> <li>ハ 予定期間</li> </ul> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<b>当該修理及び改造に関係ある課長等</b>に通知しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用前事業者検査計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 工事の内容</li> <li>ハ 検査の項目及び実施体制</li> <li>ニ 予定期間</li> </ul> </li> <li>(2) 使用前事業者検査要領書 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の確認方法及び検査手順</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> </li> </ul> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しな</p>	<p>保安規定第5編ホットラボの管理第13条(通知対象の適正化に係る変更)</p> <p>保安規定第5編ホットラボの管理第13条の2(変更なし)</p>

保安規定に規定すべき事項の確認表（第5編 ホットラボの管理）（使用変更に伴う保安規定の変更）

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ればならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得なければならない</p> <p>原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<b>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長</b>に通知しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、<b>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは</b>、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、<b>第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは</b>、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、<b>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは</b>、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>保安規定第5編ホットラボの管理第14条(報告及び通知対象の明確化及び適正化に係る変更)</p>
	<p>⑯ 技術情報の共有～⑰ その他必要な事項</p>	

**保安規定に規定すべき事項の確認表（JRR-3）**  
**（施設管理の有効性評価の明確化に伴う保安規定の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
・施設管理の有効性評価の明確化	① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ～ ⑭ 記録及び報告	変更なし
	⑮ 使用施設等の施設管理 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-3（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。	保安規定第6編 第12条の7（施設管理の有効性評価の明確化のための変更）
	⑯ 技術情報の共有～⑰ その他必要な事項	変更なし

**保安規定に規定すべき事項の確認表（燃料試験施設）  
（使用変更に伴う保安規定の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>・ 1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p>	<p>① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制～④ 保安教育</p>	<p>変更なし</p>
	<p>⑤ 使用施設等の操作</p> <p>実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫及び植物)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料及び瓦礫)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1 F 汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1 F 燃料デブリ」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1 F 汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1 F 燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、コンクリートセルにおいて核燃料物質を使用するときは、核燃料物質の使用中の識別表示を行い、貯蔵中の核燃料物質との区別を明確にする。</p> <p>実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、核燃料物質又は1 F 汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量(以下「年間予定使用量」という。)を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。また、受け入れようとする1 F 汚染物の放射エネルギーと1 F 汚染物の在庫量(放射エネルギー)と使用済燃料(1 F 燃料デブリを含む。)の在庫量(放射エネルギー)との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1 F 汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1 F 燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの和が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p>	<p>保安規定第7編第5条(1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加)</p> <p>保安規定第7編第15条(1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 F 燃料デブリに係る記載の追加</li> <li>• 核燃料物質のセル内貯蔵エリアの変更</li> </ul>	<p>前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。  <b>年間予定使用量について、1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加</b></p>	<p>保安規定第7編別表第8 (1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加)</p>
	<p>⑥ 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等～⑧ 線量、線量当量、汚染の除去等</p>	<p>変更なし</p>
	<p>⑨ 放射線測定器の管理</p>	<p>変更なし</p>
	<p>⑩ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、最大取扱量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、1 F 汚染物を貯蔵するときは、別表第9-1に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1 F 汚染物の放射エネルギーと使用済燃料 (1 F 燃料デブリを含む。) の放射エネルギーの和が同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる設備ごとに最大収納量を表示しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、金属容器に収納した上で貯蔵しなければならない。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているとみなす。</p> <p>実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、セル内で核燃料物質を貯蔵するときは、核燃料物質の貯蔵中の識別表示を行い、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、別図 (その1) 及び別図 (その3) に示す貯蔵エリアに貯蔵しなければならない。</p> <p><b>貯蔵エリアの配置を一部変更</b></p> <p>実用燃料試験課長は、セル貯蔵設備で貯蔵中の核燃料物質について、定期的に巡視しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵その他の取扱いをするときは、形状寸法、質量、濃縮度の各制限を超えないことを実用燃料試験課長のほか、臨界ホット試験技術部長が指名した者により確認し、いかなる場合においても、臨界に達することがないようにこれを管理しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、別表第10に掲げる使用施設の核的制限値及び別表第11に掲げる貯蔵施設の核</p>	<p>保安規定第7編第16条 (1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加)</p> <p>保安規定第7編別図 (その1) (セル内貯蔵エリアの配置を一部変更)</p> <p>保安規定第7編第17条 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>的制限値を超えて使用してはならない。  <b>核的制限値について、1F燃料デブリに係る記載を新たに追加</b></p>	保安規定第7編別表第10及び別表第11（1F燃料デブリに係る記載を新たに追加）
	⑪ 放射性廃棄物の廃棄～⑭ 記録及び報告	変更なし
<p>・施設管理の有効性評価の明確化  ・施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更  ・修理及び改造計画並びに保守結果の通知等に係る通知及び報告対象の変更</p>	<p>⑮ 使用施設等の施設管理  臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、燃料試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。  臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに実用燃料試験課長に通知しなければならない。  実用燃料試験課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。  実用燃料試験課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。  臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。  実用燃料試験課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。  イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。  ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。  ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。  ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区</p>	<p>保安規定第7編第10条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第7編第10条の3（変更なし）</p> <p>保安規定第7編第10条の4（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更）</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>別を含む。) に関する事。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する事。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関する事。</p> <p>前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として、核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき、特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>実用燃料試験課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>実用燃料試験課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、燃料試験施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認めた場合には改善を行わなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、燃料試験施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>保安規定第7編第10条の5(施設管理実施計画等の策定記載の変更)</p> <p>保安規定第7編第10条の6(変更なし)</p> <p>保安規定第7編第10条の7(施設管理の有効性評価の明確化のための変更)</p> <p>保安規定第7編第12条(変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び実施体制</li> <li>ハ 予定期間</li> <li>ニ 施設管理目標</li> </ul> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の確認方法及び検査手順</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 修理及び改造の内容</li> <li>ハ 予定期間</li> </ul> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、当該</p>	<p>保安規定第7編第13条（通知対象の適正化に係る変更）</p>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
	<p><b>修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</b></p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 工事の内容</li> <li>ハ 検査の項目及び実施体制</li> <li>ニ 予定期間</li> </ul> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の確認方法及び検査手順</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<b>その結果を実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</b></p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<b>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければな</b></p>	<p>保安規定第7編第13条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第7編第14条 (報告及び通知対象の明確化及び適正化に係る変更)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>らない。</p> <p>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	
	⑯ 技術情報の共有～⑳ その他必要な事項	変更なし

**保安規定に規定すべき事項の確認表（廃棄物安全試験施設）  
（施設管理に係る運用の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更</li> <li>・施設管理の有効性評価の明確化のための変更</li> <li>・修理及び改造計画並びに保守結果の通知等に係る通知及び報告対象の変更</li> </ul>	<p>① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制～⑭ 記録及び報告</p>	変更なし
	<p>⑮ 使用施設等の施設管理</p> <p>臨界ホット試験技術部長等は、廃棄物安全試験施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びにホット材料試験課長に通知しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長へ通知しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>ホット材料試験課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p>	<p>保安規定第8編 第10条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第8編 第10条の3 (変更なし)</p> <p>保安規定第8編 第10条の4 (施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>ホット材料試験課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 ホット材料試験課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物安全試験施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性をそれぞれ評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、廃棄物安全試験施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p>	<p>保安規定第8編 第10条の5(施設管理実施計画等の策定記載の変更)</p> <p>保安規定第8編 第10条の6(変更なし)</p> <p>保安規定第8編 第10条の7(施設管理の有効性評価の明確化のための変更)</p> <p>保安規定第8編 第12条(変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ハ 予定期間 ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間</p> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<b>当該修理及び改造に関係ある課長等</b>に通知しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を</p>	<p>保安規定第8編 第13条 (通知対象の適正化に係る変更)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>行うことができる。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び検査体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p>	<p>保安規定第8編 第13条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第8編 第14条 (報告及び通知対象の明確化及び適正化に係る変更)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	
	⑩ 技術情報の共有～⑱ その他必要な事項	変更なし



使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	⑥ 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等～⑭ 記録及び報告	変更なし
	⑮ 使用施設等の施設管理  研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。	保安規定第9編第14条の7（施設管理の有効性評価の明確化のための変更）
	⑯ 技術情報の共有～⑰ その他必要な事項	変更なし

**保安規定に規定すべき事項の確認表（バックエンド研究施設）**  
**（使用変更に伴う保安規定の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 （令和4年3月31日申請）	確認の観点及び妥当性 （規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項）	保安規定の該当箇所 （保安規定の反映状況）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 F 燃料デブリに係る記載の追加</li> <li>・ 分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加</li> <li>・ アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加</li> <li>・ 施設管理の有効性評価の明確化</li> </ul>	<p>① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制～④ 保安教育</p>	<p>変更なし</p>
	<p>⑤ 使用施設等の操作</p> <p>BECKY 技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用の管理に関する事項</li> <li>(2) 保守管理に関する事項</li> <li>(3) 核燃料物質の管理に関する事項</li> <li>(4) 異常時の措置に関する事項</li> </ul> <p>工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運転管理に関する事項</li> <li>(2) 保守管理に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置に関する事項</li> </ul>	<p>保安規定第10編 第2条(記載の適正化のみ) 保安規定第1編第5条の2（変更なし）</p>
	<p>臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用の目的</li> <li>(2) 使用の予定期間</li> <li>(3) 使用する核燃料物質の種類及び量</li> <li>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</li> <li>(5) 定期事業者検査の予定期間</li> <li>(6) 第10編第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</li> </ul>	<p>保安規定第10編 第3条（変更なし）</p>
	<p>BECKY 技術課長は、核燃料物質を使用しようとするときは、第10編 第3条の年間使用計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用の開始及び終了の予定期日</li> <li>(2) 使用する核燃料物質の種類及び量</li> </ul>	<p>保安規定第10編 第4条（変更なし）</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>・分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加</p> <p>・1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>・実験室(VII)-1及び(VII)-2への固体封入試料の追加</p> <p>警報装置の作動条件の変更</p>	<p>(3) 使用の方法及び使用後の処置</p> <p>(4) 核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法</p> <p>BECKY 技術課長は、別表第1-1から1-11に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>・分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加に伴い別表第1-5から1-7、別表第1-10から1-11へ分析室(I)内設備及び分析室(I)の記載を追加。</p> <p>・1F燃料デブリに係る記載の追加に伴い、一部設備において1F燃料デブリの使用に係る注記を追記。</p> <p>・実験室(VII)-1及び2への固体封入試料の追加に伴い、第10編別表第1-11において、実験室(VII)-1及び2への備考及び欄外注記へ固体封入試料に係る記載を追加する。また、合わせて別表第10の核燃料物質の性状の明確化を行う。</p> <p>BECKY 技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに1F燃料デブリを使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1-1から1-11に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、別表第1-1から1-11に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長及び工務第1課長は、別表第2に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、それぞれ、臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の承認を受けたときは、これを変更し、又は解除することができる。今回、設備を共用するSTACY施設の溢水対策を受けた見直しに伴い、極低レベル廃液貯槽液位の警報設定値を変更する。</p> <p>BECKY 技術課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の操作については、下部要領として定めた手引に基づき、これを行わなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするとき及び作業終了後は、別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検し、作業開始前の点検にお</p>	<p>保安規定第10編 第5条及び別表第1-1から1-11(分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加、1F燃料デブリに係る記載を新たに追加並びに実験室(VII)-1及び2への固体封入試料の追加に伴う記載の変更)</p> <p>保安規定第10編 第6条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編 別表第2(STACY施設の溢水対策を受けた見直しに伴う変更)</p> <p>保安規定第10編 第9条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編別表第4(変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第10条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編別表第5(変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>・ 1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p>	<p>いて異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>工務第1課長は、特定施設の機器の運転を停止しようとするときは、BECKY 技術課長の同意を得るとともに、本体施設の保安に支障のないことを確認し、運転の停止に係る機器について保安上支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、核燃料物質又は 1 F 汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第 52 条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする 1 F 汚染物の放射エネルギーと 1 F 汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（1 F 燃料デブリを含む。）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1 年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量がそれぞれ年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1 年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする 1 F 汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1 F 燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>バックエンド研究施設の年間予定使用量は、別表第 8 に掲げるとおりとする。 今回、年間予定使用量において 1 F 燃料デブリに係る記載を追記。</p> <p>本体施設及び特定施設の巡視及び点検において異常を発見した者は BECKY 技術課長及び工務第 1 課長に、直ちに通報しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長及び工務第 1 課長は、前項の通報を受けたとき及び第 2 編第 55 条第 2 項の規定により放射線管理第 2 課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を必要に応じ、相互に通報しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、調査の結果、その異常がバックエンド研究施設の使用に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び核燃料取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、バックエンド研究施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がバックエンド研究施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>保安規定第 10 編 第 11 条（変更なし）</p> <p>保安規定第 10 編 第 16 条（1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加）</p> <p>保安規定第 10 編別表第 8（1 F 燃料デブリに係る記載を新たに追加）</p> <p>保安規定第 10 編 第 20 条～第 22 条の 3（変更なし）</p> <p>保安規定第 2 編第 55 条（変更なし）</p>
	<p>⑥ 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等～⑧ 線量、線量当量、汚染の除去等</p>	<p>変更なし</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<ul style="list-style-type: none"> <li>分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加</li> </ul>	<p>⑨ 放射線測定器の管理</p> <p>区域放射線管理担当課長は、第10編第24条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>今回、分析室(I)に設置されたガンマ線エリアモニタの追加に伴い別表第12の記載を変更。</p>	<p>保安規定第2編第36条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編第24条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編別表第12(分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1F燃料デブリに係る記載の追加</li> <li>アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加</li> </ul>	<p>⑩ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>核燃料物質の使用施設等外での運搬は、当該核燃料物質を管理する核燃料管理者が行う。ただし、次に掲げる核燃料物質の運搬(管理区域内及び特殊車両による運搬を除く。)は、研究炉技術課長に依頼することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 共同利用及び受託研究等に係る照射試料</li> <li>ロ 大洗研究所北地区に係る試料</li> </ul> <p>BECKY 技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、貯蔵する核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録し、定期的に点検しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、1F燃料デブリを貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうちアイソレーションルーム(I)内貯蔵施設で行うこと。また、アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>BECKY 技術課長及び分任施設管理者は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵、廃棄物の保管をするときは、別表第10に示す質量制限値を超えないことを複数人により確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようにこれを管理しなければならない。また、BECKY 技術課長は、核燃料保管室及び受入セルに核燃料物質を受け入れる場合は、含水率が16%以下であることを確認しなくてはならない。</p>	<p>保安規定第1編第28条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編第17条及び別表第9(1F燃料デブリに係る記載の追加及びアイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加)</p> <p>保安規定第10編第18条(変更なし)</p> <p>保安規定第10編別表第10(1F燃料デブリに係る記載の追加及びアイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加)</p>
	<p>⑪ 放射性廃棄物の廃棄～⑭ 記録及び報告</p>	<p>変更なし</p>
	<p>⑮ 使用施設等の施設管理</p> <p>臨界ホット試験技術部長等は、バックエンド研究施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。</p>	<p>保安規定第10編第11条の2(変更なし)</p>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
<p>・施設管理の有効性評価の明確化</p>	<p>これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びにBECKY 技術課長に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>BECKY 技術課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承</p>	<p>保安規定第10編 第11条の3 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第11条の4 (施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更)</p>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
<p>・施設管理の有効性評価の明確化</p>	<p>認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、<b>第3項</b>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>BECKY 技術課長は、<b>第3項</b>の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、バックエンド研究施設(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。また、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、バックエンド研究施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び実施体制</li> <li>ハ 予定期間</li> <li>ニ 施設管理目標</li> </ul> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目及び検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の確認方法及び検査手順</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul>	<p>保安規定第10編 第11条の5 (施設管理実施計画等の策定記載の変更)</p> <p>保安規定第10編 第11条の6 (変更なし)</p> <p>保安規定第10編 第11条の7 (施設管理の有効性評価の明確化のための変更)</p> <p>保安規定第10編 第12条 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、BECKY 技術課長、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<b>当該修理及び改造に関係ある課長等</b>及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p>保安規定第10編 第13条 (通知対象の適正化に係る変更)</p> <p>保安規定第10編 第13条の2 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>ロ 工事の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<b>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</b>に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>BECKY 技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>保安規定第10編 第14条（報告及び通知対象の明確化及び適正化に係る変更）</p>
	⑩ 技術情報の共有～⑱ その他必要な事項	変更なし

**保安規定に規定すべき事項の確認表（JRR-4）**  
**（施設管理の有効性評価の明確化に伴う保安規定の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>・施設管理の有効性評価の明確化</p>	<p>① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ～ ⑭ 記録及び報告</p>	<p>変更なし</p>
	<p>⑮ 使用施設等の施設管理</p> <p>研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4（本体施設等及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>JRR-4 管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>JRR-4 管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>JRR-4 管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4（本体施設等及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>保安規定第11編 第12条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第11編 第12条の4（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更）</p> <p>保安規定第11編 第12条の5（施設管理実施計画等の策定記載の変更）</p> <p>保安規定第11編 第12条の6（変更なし）</p> <p>保安規定第11編 第12条の7（施設管理の有効性評価の明確化のための変更）</p> <p>保安規定第11編 第13条（変更なし）</p> <p>保安規定第11編 第14条の2（変更なし）</p>
	<p>⑯ 技術情報の共有～⑰ その他必要な事項</p>	<p>変更なし</p>

**保安規定に規定すべき事項の確認表（FCA）**  
**（施設管理の有効性評価の明確化に伴う保安規定の変更）**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年3月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (規則第2条の12に基づく保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
・施設管理の有効性評価の明確化	① 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ～ ⑭ 記録及び報告	変更なし
	<p>⑮ 使用施設等の施設管理</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、FCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、FCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>保安規定第12編 第11条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第12編 第11条の4（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更）</p> <p>保安規定第12編 第11条の5（施設管理実施計画等の策定記載の変更）</p> <p>保安規定第12編 第11条の6（変更なし）</p> <p>保安規定第12編 第11条の7（施設管理の有効性評価の明確化のための変更）</p> <p>保安規定第12編 第13条の2（変更なし）</p>
	⑯ 技術情報の共有～⑰ その他必要な事項	変更なし